

○経済産業省令第七十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十五日

経済産業大臣 梶山 弘志

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(指定の申請)

第九条 法第百六条第一項の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三 「略」

四 次に掲げる事項を記載した書面

イ～へ 「略」

ト 次項の規定により業務の範囲を限って検定を行う場合にあつては、検定管理責任者が申請の日から起算して過去五年以内に国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下

(指定の申請)

第九条 法第百六条第一項の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三 「略」

四 次に掲げる事項を記載した書面

イ～へ 「略」

ト 次項の規定により業務の範囲を限って検定を行う場合にあつては、検定管理責任者が申請の日から起算して過去二年以内に国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下

「研究所」という。）が実施する指定検定  
 機関の検定に関する講習を修了した旨及び

修了年月日

チ・リ 「略」

五・六 「略」

2 「略」

別表第四（第十条関係）

非自	分	の区	指定
「略」	名		検
「略」	称		定
次のいずれかに	性		設
「略」	能		備
	条		検
	件		定
	人		を
	数		実
			施
			す
			る
			者

「研究所」という。）が実施する指定検定  
 機関の検定に関する講習を修了した旨及び

修了年月日

チ・リ 「略」

五・六 「略」

2 「略」

別表第四（第十条関係）

非自	分	の区	指定
「略」	名		検
「略」	称		定
次のいずれかに	性		設
「略」	能		備
	条		検
	件		定
	人		を
	数		実
			施
			す
			る
			者

動は  
かり

該当すること。

一 [略]

二 [略]

三 [略]

四 質量計の検

査に三年以上

従事した者

五 一、二又は

四に掲げる者

と同等以上の

能力を有して

いると研究所

理事長が認め

動は  
かり

該当すること。

一 [略]

二 [略]

三 [略]

[新設]

四 一又は二に

掲げる者と同

等以上の能力

を有している

と研究所理事

長が認めたる者

コン	かり	動は	用自	充填	ール	スケ	パー	ホッ	
[略]				[略]				[略]	
[略]				[略]				[略]	
四に掲げる者	五 一、二又は	者 以上従事した	の検査に三年	四 自動はかり	三 [略]	二 [略]	一 [略]	次のいずれかに 該当すること。	た者
								[略]	

コン	かり	動は	用自	充填	ール	スケ	パー	ホッ	
[略]				[略]				[略]	
[略]				[略]				[略]	
掲げる者と同	四 一又は二に			[新設]	三 [略]	二 [略]	一 [略]	次のいずれかに 該当すること。	
								[略]	

ベヤ	スケ	ール	自動	捕捉	式は	かり	燃料	油メ	一タ	一
			[略]				[略]			
			[略]				[略]			
と同等以上の 能力を有して いると研究所 理事長が認め た者							次のいずれかに 該当すること。		一 [略]	二 [略]
							[略]			

ベヤ	スケ	ール	自動	捕捉	式は	かり	燃料	油メ	一タ	一
			[略]				[略]			
			[略]				[略]			
等以上の能力 を有している と研究所理事 長が認めた者							次のいずれかに 該当すること。		一 [略]	二 [略]
							[略]			

<p>三 「略」</p> <p>四 体積計の検査に三年以上に従事した者</p> <p>五 一、二又は四に掲げる者と同等以上の能力を有している」と研究所理事長が認め た者</p>

<p>三 「略」</p> <p>四 一又は二に掲げる者と同等以上の能力を有している」と研究所理事長が認め た者</p> <p>「新設」</p>

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。